

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

# 会 報

第88号

発行 (公社)滋賀県生活環境事業協会  
栗東市上砥山232番地  
滋賀県工業技術総合センター別館1階  
電話(077)535-9210  
FAX(077)535-9214  
E-mail:info@s-seikan.or.jp  
URL:https://www.s-seikan.or.jp  
発行日 令和6年7月10日

## 令和6年度定時総会を開催

### すべての議案が原案どおり可決承認されました



去る5月28日(火)に令和6年度定時総会を草津市立市民総合交流センター(キラリエ草津)において開催しました。

定時総会は、当協会の中井清会長の挨拶に続いて、ご臨席を賜りました滋賀県琵琶湖環境部長中村達也様からご祝辞をいただいたのち、議長に当協会副会長の長谷川伸夫氏を選出して議事に入りました。

議事では、まず令和5年度事業報告、収支決算について承認され、令和6年度事業計画、収支予算を報告し承認されました。続いて、県当局の人事異動に伴い新たに滋賀県循環社会推進課長青山学氏および滋賀県建築指導室長宗像幸夫氏が特別会員として承認されました。

また、役員の新補充選任において2名の方が理事として選任されました。

なお、当日の定時総会出席者は82名(委任状によるものを含む。)でした。

## (公社) 滋賀県生活環境事業協会表彰を受賞されました

去る5月28日に開催された当協会の令和6年度定時総会に先立ち、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会表彰を行いました。受賞者は、(株)コテラの今井勝也様、(株)水口テクノスの廣岡典之様、(株)ライフリーフの東野勝彦様、(株)日吉の今莊博史様です。

今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。



【表彰受賞者左から今莊博史様、東野勝彦様、廣岡典之様、今井勝也様】

### 公益社団法人滋賀県生活環境事業協会表彰について

公益社団法人滋賀県生活環境事業協会表彰は、多年にわたり浄化槽関連事業に従事し、その功績が特に顕著である方を表彰し、もってこれら事業の健全な発展により一層の生活環境の保全と向上に寄与することを目的に令和4年に表彰規程が制定されました。これまでに、今回の受賞を含め約8名の方が受賞されています。

また、去る5月28日に開催された第45回理事会において、この表彰規程の一部が改正され会員の従業員の方だけでなく、会員（会社代表者）の方も受賞していただきやすいよう会員については、当協会の理事による推薦もできることとなりました。

今年度の表彰候補者の推薦については、令和6年9月に会員様あてご案内しますのでよろしくお願いたします。



## 挨拶

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 長 中 井 清

本日の総会は、滋賀県琵琶湖環境部長の中村達也様、循環社会推進課長の青山学様をはじめご来賓の方々をお迎えし、会員ならびに役員の皆様には公私ご多用のなかをご出席いただき、心から感謝申し上げます。

また、滋賀県様、滋賀県環境整備事業協同組合様をはじめ業界関係者の皆様、当協会会員の皆様には、平素より、協会の運営にご理解ご支援をいただき誠にありがとうございます。深く御礼申し上げます。

令和5年度においては、事業計画に沿って7条、11条の法定検査をはじめとした事業を実施し、収支は昨年度に引き続き黒字を維持することができ、剰余金については、公益法人認定法の「収支相償の原則」を踏まえ、将来の事業に備えた準備金として積み立てることとし、社会的責任を果たしてまいりたいと考えております。

また、浄化槽法に基づき設置された滋賀県浄化槽適正処理促進協議会に協会からも参加し、市町における浄化槽台帳の整備、未管理浄化槽などに対する指導等について協議を続けてまいりました。令和6年度においても取り組みが進められ、保守点検、清掃、法定検査の件数を少しでも増やすために、県や市町が必要とされる情報の提供等を丁寧に行うなどして共同して取り組みを継続する考えであります。

さて、汚水処理施設の整備については、国が令和8年度における汚水処理施設の概成（汚水処理人口普及率95%以上）を目指すなかで、業界団体を中心に今後の汚水処理事業のあり方について検討がなされています。

滋賀県では、目標年次が令和7年度となる「滋賀県汚水処理施設整備構想2016」のアクションプランに基づき取り組みを進められています。今後、市町の計画を踏まえながら、汚水処理事業の方針や目標などまとめた次期計画を策定される予定と考えます。こうした動向を注視しつつ、協会から、浄化槽の整備や維持管理、検査事業の適切なあり方などについて、県、市町へ適宜、要望を提案していきたいと考えています。

協会は、厳しい事業環境にはありますが、令和6年度においても、事業計画に沿って着実に事業を進めてまいります。

本日は、令和5年度事業報告、収支決算等についてご審議をお願いしております。よろしくお願いいたします。

協会に対するこれまでと変わらぬご支援、ご指導をお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。



## 祝 辞

滋賀県琵琶湖環境部長

中 村 達 也

令和6年度公益社団法人滋賀県生活環境事業協会定時総会の開会にあたりまして、一言お祝いを申し上げます。

皆様には平素より本県の環境行政、とりわけ浄化槽行政の推進につきまして格別の御理解、御協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

貴協会におかれましては、浄化槽法に基づく指定検査機関として、法定検査の実施等による適切な汚水処理の推進をはじめ、浄化槽の適正な維持管理の必要性について広く県民に御周知いただくなど、琵琶湖をはじめとする公共用水域の保全や県民の皆様の生活環境の向上にきわめて重要な役割を担っていただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、琵琶湖をお預かりしている本県では、琵琶湖版のSDGsであるマザーレイクゴールズ『MLGs』により、様々な主体の皆様方とともに、琵琶湖の保全再生や持続可能な社会に向けた取組を進めているところです。

また、先日インドネシアにて開催された、世界水フォーラムにおいて、三日月知事が参加し『MLGs』について世界に発信したところです。

この『MLGs』の目標の一つである「清らかさを感じる水に」を達成するためには、優れた浄化性能を有し、地震等の災害に強い浄化槽の果たす役割が非常に大きいと考えております。浄化槽の汚水処理能力を発揮させるためには、日ごろの保守点検や清掃、法定検査の実施等の適正な維持管理が必要であり、これらの業務を担う貴協会の皆様には、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、浄化槽台帳の整備をはじめ、浄化槽の維持管理、法定検査の推進を図るため、貴協会、県、市町および業界団体の四者で構成する「滋賀県浄化槽適正処理促進協議会」では、中心的な役割を担っていただいているところです。

今後とも貴協会には浄化槽行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝、さらなる御活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。



**法定検査運営委員会委員が決定されました**

定時総会終了後に開催された第45回理事会において、法定検査運営委員会の委員長に青山学理事、副委員長に宗像幸夫理事が承認されました。よって令和6年5月28日現在の部会理事、役員等および委員会委員の構成は、以下のとおりになります。

**【部会理事名簿】**

製造部会	部会長 副部会長	宮下政之 藤田賢治 加藤克彦	アムズ(株) フジクリーン工業(株) 大栄産業(株)
工事部会	部会長 副部会長	長谷川伸夫 北川守己 矢野弘	滋賀フジクリーン(株) 北川産業(株) (株)コテラ
維持管理部会	部会長 副部会長	鈴木正和 田中将 北川浩	(株)日吉 (株)ハウステクノ関ヶ原 (有)キタセイ

**【役員等名簿】**

会長 副会長(会長職務代行者) 副会長 〃 常務理事 理事 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 監事 〃	中井清夫 長谷川伸夫 宮下政之 鈴木正和 八田浩治 青山学 宗像幸夫 藤田賢治 加藤克彦 北川守己 矢野弘 田中将 北川浩 高村隆 佐々木克明	(公社)滋賀県生活環境事業協会 滋賀フジクリーン(株) アムズ(株) (株)日吉 (公社)滋賀県生活環境事業協会 滋賀県循環社会推進課 滋賀県建築課建築指導室 フジクリーン工業(株) 大栄産業(株) 北川産業(株) (株)コテラ (株)ハウステクノ関ヶ原 (有)キタセイ (有)湖東衛生社 -
顧問	北川光明	喜多嘉和(株)

**【委員会委員名簿】**

**総務委員会**

委員長	宮下政之	アムズ(株)
副委員長	長谷川伸夫	滋賀フジクリーン(株)
委員	藤田賢治	フジクリーン工業(株)
〃	北川守己	北川産業(株)
〃	鈴木正和	(株)日吉
〃	田中将	(株)ハウステクノ関ヶ原

**技術委員会**

委員長	田中将和	(株)ハウステクノ関ヶ原
副委員長	加藤克彦	大栄産業(株)
委員	藤田賢治	フジクリーン工業(株)
〃	北川守己	北川産業(株)
〃	矢野弘	(株)コテラ
〃	北川浩	(有)キタセイ

**法定検査運営委員会**

委員長	青山学	滋賀県循環社会推進課
副委員長	宗像幸夫	滋賀県建築課建築指導室
委員	宮下政之	アムズ(株)
〃	長谷川伸夫	滋賀フジクリーン(株)
〃	鈴木正和	(株)日吉

## 指定採水員指定講習会を開催しました



平成21年度から実施している効率化11条検査の一次検査を担う指定採水員の指定講習会を令和6年3月4日(月)、5日(火)の両日、当協会の事務所がある滋賀県工業技術総合センター別館において開催しました。

本講習会には新たに採水員の指定を受けようとする受講者を含めて両日で67名の受講がありました。

講習会受講修了者から指定採水員指定申請書の提出を受けて、指定採水員指定書及び身分証明書を発行しました。次回の指定採水員指定講習会は、令和7年3月頃を予定しています。



【指定採水員指定講習会の様子】

## 令和6年度浄化槽関係市町担当者研修会を開催しました



令和6年6月24日(月)に県内市町の浄化槽関係事務を担う職員を対象に研修会を開催しました。当日は13市町から14名の参加があり、県循環社会推進課からは、「浄化槽法の概要と浄化槽事務について」、また協会からは「浄化槽の基礎知識、法定検査と維持管理、効率化11条検査について」資料に基づいて説明し、日頃の業務に活用いただけるよう研鑽を深めました。

研修会の冒頭、当協会の八田事務局長から「法令、要綱等に基づいた適正な浄化槽の事務の執行をお願いしたい。特に引き続き浄化槽台帳の整備について、計画的そして確実に進めて頂きたい。」とのあいさつがありました。



【令和6年度浄化槽関係市町担当者研修会の様子】

## 滋賀県浄化槽適正処理促進協議会（法定協議会）が開催されました



去る令和6年3月21日(木)に第4回滋賀県浄化槽適正処理促進協議会が開催され、令和5年度に3回にわたり開催、協議された作業部会での協議結果について事務局(県)から説明後、意見交換を行いました。

協議会においては、令和5年度中の台帳整備完了を目標としており、令和5年度末で一部台帳整備未完の部分が残る市町は、当該市町の示すスケジュールに沿って速やかに台帳整備を完了させることとされました。

また、令和6年度も引き続き作業部会を開催し、台帳整備の状況と不適正浄化槽等の管理者への指導の実施状況を適宜確認することとされました。



【令和5年度滋賀県浄化槽適正処理促進協議会の様子】

## 自由民主党滋賀県議会議員団に要望しました



滋賀県の令和7年度予算について、6月13日(木)に県庁本館2階議員室において自由民主党滋賀県議会議員団に要望を行いました。

自由民主党滋賀県議会議員団からは13名がお集まりいただき、協会からは中井会長、長谷川副会長、宮下副会長、鈴木副会長、維持管理部会の北川理事が出席しました。

出席者から、県予算について、また、浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃および法定検査）の推進、および下水道区域の徹底した見直しと適切な汚水処理施設整備計画の策定について要望しました。

その後の質疑応答で、下水道地域と浄化槽地域の対応格差や浄化槽の効率性について県と検討していきたいとの意見が示されました。



【要望の様子】



## 長谷川伸夫様が全浄連会長特別顕彰状を受賞されました

当協会副会長で滋賀フジクリーン株式会社代表取締役の長谷川伸夫様が業界功労者に対する全浄連会長特別顕彰状を受賞されました。

これまでのご功績を讃えますとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。



【受賞された長谷川伸夫様】



【特別顕彰状】

## 全浄連 第12回定時総会が開催されました

一般社団法人全国浄化槽団体連合会の第12回定時総会が去る6月28日(金)に東京都新宿区のホテルグランドヒル市ヶ谷において開催され、2023年度事業報告・収支決算が承認されるとともに、役員(理事・監事)の選任が行われました。

また、2024年度事業計画・収支予算が報告されました。

なお、2024年度全浄連スローガンや総会決議もあわせて承認されました。

《2024年度 全浄連スローガン》

「水環境を守ろう 単独処理浄化槽から

合併処理浄化槽への転換」



## 令和6年度滋賀県浄化槽管理士研修を開催します

令和2年4月の改正浄化槽法の施行を受け、滋賀県及び大津市では「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」が改正され、浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに置く浄化槽管理士に対し、浄化槽保守点検業者の登録の有効期間内（3年間）に1回以上、知事及び大津市長が指定する浄化槽に関する研修を受けさせなければならないこととなりました。当協会が研修実施事業者として、令和6年度の浄化槽管理士研修を令和6年11月27日(水)に草津市立市民総合交流センター(キラリエ草津)において開催します。詳細は決まり次第保守点検業者に開催案内を郵送しますとともに協会ホームページ等でご案内します。

### 令和6年度滋賀県浄化槽管理士研修に係る滋賀県からのお知らせ

#### 1 受講対象者について

滋賀県、大津市の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づき登録している浄化槽保守点検業者において保守点検業務を担当するすべての浄化槽管理士

※令和6年11月27日から令和7年度研修(令和7年11月予定)の開催日1日前までに有効期限を迎える業者でまだ研修を受講されていない浄化槽管理士については、今回が最後の受講機会となりますのでご注意ください。

#### 2 研修内容と受講形態について

滋賀県の浄化槽管理士は必ず2つの研修事項を受講する必要があります。

①浄化槽管理士全員が講習すべき事項(以下「全国版研修」という)

②滋賀県の浄化槽管理士が講習すべき事項(以下「地域版研修」という)

公益社団法人滋賀県生活環境事業協会が開催する「滋賀県浄化槽管理士研修」を1日受講することで、全国版研修(上記①:午後の講義内容)と地域版研修(上記②:午前の講義内容)の両方を受講したことになります。

また、滋賀県および大津市においては、他の都道府県または保健所を設置する市もしくは特別区の条例の規定により浄化槽管理士が受講すべきと定められた研修(以下「他自治体の浄化槽管理士研修」という)を受講した場合、全国版研修(上記①)を受講したものと認めます。この場合、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会が開催する「滋賀県浄化槽管理士研修」においては地域版研修(上記②)のみを受講していただくことも可能です。

このように、「他自治体の浄化槽管理士研修」(全国版研修)と「滋賀県浄化槽管理士研修」(地域版研修)を組み合わせ受講を希望される場合は、必ず研修受講申し込み前に浄化槽保守点検業者として登録する滋賀県循環社会推進課(077-528-3474)または大津市廃棄物減量推進課(077-528-2802)に事前に連絡してください。

なお、他の都道府県等が滋賀県の浄化槽管理士研修を受講実績として認めるかどうかはそれぞれの都道府県等に確認してください。

#### 3 修了証書について

滋賀県浄化槽管理士研修では、研修受講終了後に「修了証書」が交付されます。この修了証書は保守点検業の更新登録申請において提出していただく「研修を受けたことを証する書類の写し」の「研修を受けたことを証する書類」に該当しますので大切に保管してください。



## 令和6年度浄化槽システム脱炭素化推進事業が実施されています

昨年度に引き続き令和6年度も「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」が実施されています。

これは、中大型合併処理浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、蓄電池等）の導入を行うことにより、大幅なCO<sub>2</sub>削減を図る事業を支援するもので、当協会が交付申請書の受付等の業務を行っております。

申請の予定がある場合は、事前に当協会までご連絡ください。

公募は令和6年11月29日(金)17時必着となっていますのでご注意ください。

## 全国浄化槽技術研究集会在開催されます

「浄化槽の日」関連行事の一環として公益財団法人日本環境整備教育センター主催の第38回全国浄化槽技術研究集会在10月30日(水)～31日(木)に長崎県長崎市で開催されます。

## 協会事務所の夏季休業のお知らせ

8月13日(火)～15日(木)の間、夏季休業のため、業務を休ませていただきます。  
ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いいたします。

滋賀県知事指定検査機関

公益社団法人 **滋賀県生活環境事業協会**

〒520-3004 滋賀県栗東市上砥山232番地

滋賀県工業技術総合センター別館1階

TEL 077-535-9210 / 077-535-9211

FAX 077-535-9214

